

野田市文化・スポーツ推進奨励金交付要綱を廃止する告示を
次のように定める。

令和6年3月22日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第55号

野田市文化・スポーツ推進奨励金交付要綱を廃止する告示

野田市文化・スポーツ推進奨励金交付要綱（平成30年野田市告示第68号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の野田市文化・スポーツ推進奨励金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定により奨励金の交付を受けた者については、廃止前の要綱第8条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の日前に開催された奨励金の交付の対象となる大会に係る奨励金については、なお従前の例による。この場合において、廃止前の要綱第5条中「市長に申請しなければならない」とあるのは、「当該大会の閉会日の翌日から起算して1年以内に、市長に申請しなければならない」とする。